

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成25年4月17日
【事業年度】	第19期（自平成24年1月1日至平成24年12月31日）
【会社名】	株式会社フィスコ
【英訳名】	FISCO Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 狩野 仁志
【本店の所在の場所】	大阪府岸和田市荒木町二丁目18番15号 （同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は「最寄りの連絡場所」 で行っております。）
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	東京都港区南青山五丁目4番30号
【電話番号】	03 (5774) 2440
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 松崎 祐之
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成25年3月29日に提出した第19期（自平成24年1月1日至平成24年12月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況等

(1) コーポレート・ガバナンスの状況

(1) 企業統治の体制

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____線で示しております。

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

(1) 企業統治の体制

(訂正前)

社外取締役及び社外取締役との関係

当社社外取締役の後藤克彦は、当社と会社法第427条第1項及び定款第32条第2項に基づく責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、金10万円と法令の定める最低限度額とのいずれか高い額となります。

当社監査役の吉元麻衣子及び下山秀夫は社外監査役であります。吉元麻衣子は株式会社シークエッジ・インベストメントの取締役であります。同氏は、経営者として幅広い高度な知見と豊富な経験を有しております。

下山秀夫は下山公認会計士事務所の所長であります。なお、同氏は大手監査法人での勤務経験があり、公認会計士及び税理士としての専門的知見ならびに企業会計及び税務に関する豊富な経験を有しております。

当該2社外監査役については、当社と会社法第427条第1項及び定款第43条第2項に基づく責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、金10万円と法令の定める最低限度額とのいずれか高い額となります。

当社はコーポレート・ガバナンスにおいて、外部からの客観的、中立の経営監視の機能が重要と考えており、社外取締役1名を選任するとともに、経営の意思決定機能を持つ取締役会に対し、監査役2名を社外監査役とすることで経営への監視機能を強化しております。当社は効率的な経営と適切な経営監視機能強化のため、現状の体制を採用しております。

(訂正後)

社外取締役及び社外取締役との関係

当社の社外取締役である後藤克彦並びに社外監査役である吉元麻衣子及び下山秀夫の3氏と当社との間に人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係について特別な関係を有しておりません。

当社社外取締役の後藤克彦は、大和小田急建設株式会社の社外監査役を兼務しております。なお、当社と大和小田急建設株式会社との間には、特別な利害関係はありません。また、同氏は当社と会社法第427条第1項及び定款第32条第2項に基づく責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、金10万円と法令の定める最低限度額とのいずれか高い額となります。

当社監査役の吉元麻衣子及び下山秀夫は社外監査役であります。吉元麻衣子は株式会社シークエッジ・インベストメントの取締役でありますが、当社と株式会社シークエッジ・インベストメントとの間には、特別な利害関係はありません。同氏は、経営者として幅広い高度な知見と豊富な経験を有しております。

下山秀夫は下山公認会計士事務所の所長であります。なお、当社と下山公認会計士事務所との間には、特別な利害関係はありません。また、同氏は大手監査法人での勤務経験があり、公認会計士及び税理士としての専門的知見ならびに企業会計及び税務に関する豊富な経験を有しております。

当該2社外監査役については、当社と会社法第427条第1項及び定款第43条第2項に基づく責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、金10万円と法令の定める最低限度額とのいずれか高い額となります。

当社はコーポレート・ガバナンスにおいて、外部からの客観的、中立の経営監視の機能が重要と考えており、社外取締役1名を選任するとともに、経営の意思決定機能を持つ取締役会に対し、監査役2名を社外監査役とすることで経営への監視機能を強化しております。当社は効率的な経営と適切な経営監視機能強化のため、現状の体制を採用しております。